

海南市「冬眠みかん」デザイン使用取扱要綱

令和6年8月20日

海南市告示109号

(趣旨)

第1条 この告示は、「冬眠みかん」ロゴタイプ・ブランドキャラクター（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 デザインは、市内で生産された蔵出しみかんを広くPRするため、パッケージ等に使用することにより、市場性の向上による販売促進を進め、蔵出しみかんの振興を図ることを目的とする。

(使用の申請等)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、「冬眠みかん」デザイン使用承認申請書に次の各号に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成見本その他の「冬眠みかん」デザインの使用状況が分かるもの
- (2) 第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要を認めるもの

2 使用承認の申請のために市長へ提出された関係書類は、使用希望者に返却しない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認することが適当と認めたときは「冬眠みかん」デザイン使用承認書により使用希望者に通知する。

2 市長は、前項の承認に条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 使用希望者が蔵出しみかんの生産者又は販売者（生産者を除く。）でないとき。
- (2) デザインの使用目的が蔵出しみかんの普及又は販売促進でないとき。
- (3) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 市及び「冬眠みかん」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (5) 市独自の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障があると認めら

れるとき。

(6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(7) 使用希望者が次のいずれかに該当するとき。

ア 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用する等していると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用条件）

第7条 第4条第1項の規定によりデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定める「冬眠みかんデザイン使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に沿ってデザインを使用しなければならない。

（承認の取消し）

第8条 市長は、デザインの使用がこの告示又は使用承認の内容に違反していると認めるときは、デザインの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認に係る物品等を使用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、「冬眠みかん」デザイン使用承認取消書により使用者に通知するものとする。

4 市は、使用承認の取消しにより使用者に損害が生じても、一切の責任を負わな

い。

(損害賠償)

第9条 市長は、デザインの使用により使用者が市に損害を与えたときは、使用者に対して損害の賠償を請求することができる。

2 使用者がデザインの使用により第三者に損害を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

(様式)

第10条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月20日から施行する。